

「船舶等運用業務」の仕様書案に係る意見招請の結果について

意見招請期間：平成30年4月5日～平成30年5月15日

	仕様書件名	頁番号	行番号	項目	意見	理由	修正の有無	回答
1	「ちきゅう」および「白鳳丸」以外の5隻の運航支援及び調査支援等に関する業務委託				船員の確保に関し ・外国人船員の配乗を可能として戴きたい。	現状下、日本人船員の確保が困難であることを鑑み、外国人船員の配乗を可能とすることで、船員の確保が容易になるとともに、船員費の低減を図ることが出来るため。	無	国の方針、所管官庁の施策、日本人船員の問題等の状況を考慮し総合的に検討する必要があります。また、所管官庁との協議にも時間を要すると想定されるため、現時点では方針を明確することが困難であることから、将来的な課題として検討を継続致します。
2	研究船「白鳳丸」の運航支援及び調査支援等に関する業務委託	4	15	7.3	調査観測支援業務に関し ・調査観測機器が数種類あり一般的では無いことから新規参入に際しての判断が困難、参入が容易となる対応策を検討して戴きたい。	必要なスキル等の判断が困難であるため。	有	調査観測機器の中でも特に特殊且つスキルの習熟に時間が必要と推定される項目について仕様から除外致します。また、これに関連して仕様別紙1-2の観測技術員数も修正致します。
3	研究船「白鳳丸」の運航支援及び調査支援等に関する業務委託	4	15	7.3	調査観測支援業務に関し ・技術移転等、新規参入が容易となる対応策を検討して戴きたい。	弊社が落札した場合、新規に要員育成、又はグループ会社やメーカー等へ一部協力依頼することになる。現状の技術員の技術レベルに達するまで時間を要するため。	有	業務開始までに十分な引継ぎを行えるように致します。また、業務開始後も技術レベルの向上に向けた支援を検討致します。
4	研究船「白鳳丸」の運航支援及び調査支援等に関する業務委託	14			調査観測機器一覧表に関し ・具体的に関与する対象機器を明確にして戴きたい。	具体的な業務内容が把握できないため。	有	仕様に定めた観測技術員が関与する機器を明確に致します。
5	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託	3	17	(2)	日本の海技免状を有していない乗組員(船舶運航要員)の配乗を可能として欲しい。	日本の海技免状を有している乗組員を確保することが困難なため。	無	国の方針、所管官庁の施策、日本人船員の問題等の状況を考慮し総合的に検討する必要があります。また、所管官庁との協議にも時間を要すると想定されるため、現時点では方針を明確することが困難であることから、将来的な課題として検討を継続致します。
6	研究船「かいめい」の運航及び調査支援等に関する業務委託	3	21	(3)	貴機構にて、観測技術員の配乗を行う、又は観測技術員の仕事をよりイメージできるようにしてほしい。	1)観測技術員を集めるに当たり、求められる技能、資質への理解が及んでいないため。 2)具体的な作業のイメージが付かないため。	無	現時点では、機構内の人員等を考慮すると観測技術員を内製化し、仕様から削除することは困難です。一方で、調査観測機器の中でも特に特殊且つスキルの習熟に時間が必要と推定される項目については、必要に応じて詳細な説明及び現場での見学対応を実施致します。

「船舶等運用業務」の仕様書案に係る意見招請の結果について

意見招請期間：平成30年4月5日～平成30年5月15日

7	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	2～5		7.1～7.8	7.1～7.8の各項目に列記する業務はマネージャーが担当する業務のみの記載となるよう整理する。例えば、添付-2において業務詳細のすべてで機構殿に○が付いている項目である「7.1(c)海域調整」は削除する等。	項目7.1から7.8において、「マネージャーは下記―を行うものとする。」としつつ、いくつかの業務が列記されているが、ここでは必ずしもマネージャーが担当しない、「ちきゅう」の運用に必要な全ての業務が列記されてしまっており、添付-2（業務分担の詳細）と齟齬が生じているため。	無	「ちきゅう」運用に必要な各種業務は多くが有機的につながっているため、「ちきゅう」運用業務の全体を示したうえで、機構とマネージャーの分担を定め、業務の受渡しを明確にすることが重要であると考えます。また、「ちきゅう」運用業務の全体を示す（マネージャーが担当しない業務も記載する）ことは、マネージャーの業務範囲を把握にするのに有用な情報の提供であると考えますので、修正しないことと致します。 本文における「業務分担の詳細は添付-2のとおりとする。」との記載により、齟齬は生じないものと考えます。
8	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	3および9	7および添付-2	7.1および添付-2の22-24	項目7.1(g)および添付-2の7.1の（項目）に記載の「アウトリーチ活動」は「アウトリーチ活動の支援」とする。	「ちきゅう」に係るアウトリーチ活動の活動主体はあくまで機構殿であり、マネージャーはその活動の支援を行うに過ぎない。「―の支援」と明記することにより、マネージャーの担当業務は支援であることが明確になるため。	有	本文7.1(g)及び添付-2の7.1の項目「アウトリーチ活動」を「アウトリーチ活動の支援」に修正致します。
9	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	3	13	7.2	項目7.2(b)に記載の「掘削計画立案」は「掘削計画立案の支援」とする。	「ちきゅう」による掘削計画立案の主体は機構殿であり、マネージャーはその活動の支援を行うに過ぎない。「―の支援」と明記することにより、マネージャーの担当業務は支援であることが明確になるため。	無	添付-2において、「項目」は基本的にはマネージャーの業務を端的に表していますが、本仕様書には、マネージャーの業務だけでなく機構の業務も記載することから、7.1の項目「海域調整」及び7.2の項目「掘削計画立案」は、単に「業務詳細」をまとめる用語となっています。 「業務提供」の記載により、業務分担に誤解が生じることはないと考えますので、修正しないことと致します。
10	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	5および6	33および27	9および15	9.その他(g)について、「及び技術指導」を削除する。なお、15.業務引継ぎの記載についても同様。	運用に係る技術を有している引継ぎ先に対して技術指導は不要と考えられる。	有	「及び技術指導」を削除致します。 なお、本文9(g)及び15並びに添付-2の業務詳細247の「引継ぎ」には、必要に応じて、次期委託会社に対する引継ぎ資料の口頭説明、現場見学の入、訓練航海への立会い等を含みます。
11	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	6	6	10.2	「また、中間業者による手数料の発生をできる限り少なくすること」の記載を削除する。	記載内容が同条項第一文（「経費削減」）に包含されている。また、「ちきゅう」以外の研究船に係る仕様書案に同様の記載は付されていない。「ちきゅう」運用に特有のものではない以上、他の仕様書案と同一の表現にするのが望ましい。	無	経費削減に資する方法のひとつとして重要であると考えられるため、修正しないことと致します。また、他の仕様書に同一の表現を追記することを検討致します。

「船舶等運用業務」の仕様書案に係る意見招請の結果について

意見招請期間：平成30年4月5日～平成30年5月15日

12	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	9		添付-2 の項目 28	本項目「船上における物品販売（文具、日用品等）」を削除する。	運用委託内容と関係あるとは思われない。	無	資源掘削において委託元から物品販売を依頼される可能性等を踏まえ、削除しないことと致します。
13	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	10		添付-2 の項目 36	マネージャー欄の○を削除し、機構欄に○とする。	掘削工事に係る許認可取得については、掘削工事の実施主体である機構殿が行うものとする。	有	添付-2の業務詳細36「政府、鉱区権者との調整、掘削許可取得（必要な場合）」を「政府、鉱区権者との調整、掘削許可取得の支援（必要な場合）」に修正致します。例えば、許可取得に必要なデータをマネージャーに提供いただくことが考えられます。
14	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	15		添付-2 の項目 209 およ び 212	「船上特殊業務のリスク評価」と「リスクアセスメントの実施」の記載について再検討する。	「船上特殊業務のリスク評価」と「リスクアセスメントの実施」の違いがよく分からない。	有	添付-2の業務詳細209「船上特殊業務のリスク評価」を「船上業務実施段階におけるリスクアセスメント」に、また、業務詳細212「リスクアセスメントの実施」を「計画立案段階におけるリスクアセスメント」に修正致します。
15	地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託	16		添付-2 の項目 229	記載から括弧書き部分の削除する（「事故報告書（研究区画、岸壁における事故を含む）」から「事故報告書」に修正）。	括弧書きを付記すべき特段の事情があると思われない。	無	本記載により研究区画、岸壁における事故についても報告対象に含まれることが明確になると考えるため（業務範囲を明記するため）、削除しないことと致します。